

訪問看護ステーションの運営規程

YUNOTE 訪問看護ステーション 運営規程

第1条（事業の目的）

株式会社 MyPRo が開設する YUNOTE 訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）は、事業所の看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

第2条（事業の運営方針）

- 事業所の看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。
- 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。またサービスを提供する上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者ができることは利用者が行うということを基本としたサービス提供を行う。
- 指定訪問看護のサービス終了に関しては、利用者又は家族に適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業所へ情報提供を行う。
- 前4項のほか、「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設の基準等に関する条例」（平成24年兵庫県条例第4号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第3条（事業所の名称及び所在地）

この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 名称 YUNOTE 訪問看護ステーション
- 所在地 宝塚市中筋9丁目1-8 村上マンション 101号室

第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 管理者 看護師1名（看護職員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- 2 看護師常勤換算で 2.5 名以上
理学療法士 1 名以上
- 3 看護師等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を含む）は、主治医の指示による指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）計画に基づき指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たり、訪問看護報告書を作成する。

第 5 条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日は月曜日から土曜日までとし、また祝日を含む。
ただし、12月29日から1月3日まで及び日曜日を除く。
- 2 営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 サービス提供日は月曜日から土曜日とする。祝日も含む。
- 4 営業日、営業時間外においては、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

第 6 条（指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容）

指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 療養上の世話
- 4 褥創の予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 認知症患者の看護
- 7 療養生活や介護方法の指導
- 8 カテーテル等の管理
- 9 その他医師の指示による医療処置

第 7 条（利用料等）

- 1 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、別表のとお

り厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、健康保険の場合は、診療報酬の額による。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

実施地域以外から片道 1キロメートル以上 $1\text{ km} \times 25\text{ 円}$

- 3 前2項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 4 サービス当日午前9時以降にキャンセルを受けた場合には、予定していた利用料を徴収することとする。

第8条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、伊丹市、宝塚市、西宮市、尼崎市、川西市の区域とする。

第9条（衛生管理等）

看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

第10条（緊急時等における対応方法）

- 1 看護師等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者に病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 看護職員は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

第11条（事故発生の防止及び発生時の対応）

事業者は、事故の発生またはその再発を防止するため次に挙げる措置を講じる。

- 1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

- 2) 事故が発生した場合またはその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析結果に基づき策定した改善策を事業者に周知徹底する体制を整備する。
 - 3) 事故発生防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- 2 事業者は指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該利用者の家族等へ連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、事故の状況やそれに対してとった処置について記録する。
- 4 事業者は指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 5 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録し、その完結の日から5年間保存する。

第12条（苦情対応、処理）

- 1 利用者からの相談、苦情等に関する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 事業所は提供した指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は提供した指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合、該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第13条（秘密の保持）

- 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 職員であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 3 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとする。

第14条（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者的人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- 1) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
 - 2) 利用者及びその家族からの苦情処置体制の整備
 - 3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第15条（研修による計画的な人材育成）

事業者は、適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）が提供できるように従業者の業務体制を整備するとともに従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

- 2 前項の規定により、研修の実施計画を従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者に計画的な育成に努めるものとする。

第16条（暴力団等の影響の排除）

事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてならない。

第17条（運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表）

- 1 事業者は、その提供する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努める。

第18条（その他運営に関する重要事項）

事業所は、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後3ヶ月以内
　継続研修 年2回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用

契約の内容とする。

- 4 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、そのサービス提供の完結の日から 5 年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社 MyPRo と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2023 年 9 月 1 日から施行する。